

議 長 日程第3「議案第43号松田町自治基本条例」を議題といたします。  
町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第43号松田町自治基本条例を別紙のとおり制定する。平成29年12月5日  
提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。本町における自治の基本理念を定め、松田町民憲章（平成元年5月15日制定）に掲げるまちづくりを進めるため、松田町の最高規範として提案するものであります。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、説明をさせていただきます。今回の自治基本条例につきましては、前文を除きまして第9章27条からの条文となっております。主なところを順次説明をさせていただきます。

まず、前文でございます。松田町の自然環境や歴史とともに平成元年5月に制定しました町民憲章の理念を掲載することで、これからのまちづくりをみんなで考え、つくり上げていくことを明文化しておるところでございます。

続きまして、第1条、目的でございます。前文の趣旨を踏まえまして、この条例の制定目的を明らかにしまして、目的を達する手段として町民・議会・町長等についてのまちづくりに関する基本的な事項を定めることを規定しております。

2条の条例の位置づけにつきましては、条例や規則においてどのような位置づけとするかについて定めております。自治基本条例を遵守することを定めていることから、この条例は町における最高規範としての意味合いを持ちます。地方自治法上では、条例同士に上下関係ございませんけども、本条で他の条例や規則を定めた場合には、この条例の趣旨を遵守することを定めることにより、この条例が松田町におけます最高規範であることを位置づけております。自治基本条例の制定時点で、既にある条例及び規則等を見直す場合には、この条例で定める事項との整合性を図ることになっております。

続きまして、第4条でございます。自治の基本理念。自治の基本理念として、町民と町がともに確立を目指します町民主体の自治について規定をしているところでございます。町民・議会・町長等の3者の連携や協力によって、まちづ

くりを推進していくことを原則としております。

続きまして、第5条、情報共有の原則ということです。町や議会との対等な立場で協働・連携するためには、町や議会の保有する情報を積極的に町民に提供する必要があります。また、逆に町民から町及び議会へ情報提供も町民全体のまちづくりのために必要でございます。まちづくりを進めていく上で、町民、町及び議会が情報を共有する必要があります。ここでは、まちづくりに関する必要な情報について、原則として共有するということを定めてございます。

続きまして、第6条の参加の原則でございます。第1項として、まちづくりを進めていく上では、多くの町民が自主的に参加することが重要であることを定めております。2項におきまして、単にまちづくりに参加するだけでなく、まちづくり活動の企画立案の段階から主体的に加わり、また、町長等の参加を推進することを規定してございます。

続きまして、第7条、協働・連携協力の原則でございます。町民・議会・町長等の3者が、より協力しながら自治体運営をしていこうという中では、まちづくり活動への理解や執行機会への参加、町民と議会との協働など、3者相互の参加や協働も考えられるということでございます。

続きまして、第8条、町民の役割と責務。町民の役割を明確にするとともに、第7条で町民みずからもまちづくりに参加する責務を持ち、発言と行動に責任を持つことの必要性を定めております。まちづくりへの参加は、町民一人一人の自由意思に基づいて行われるものであって、参加を強制されたり参加しないことにより不当な扱いや不利益を受けるものではございません。

続きまして、第4章、第10条、議会の役割と責務でございます。議会に関します規定につきましては、議会において自主的に決定されるべき性質のものでございますが、まちづくりとしての主体として議会の果たすべき役割も非常に大きいため、基本的な事項のみを規定してございます。議会について、日本国憲法や地方自治法に規定されていますが、ここでは住民の代表から構成される議決機関としての議会の性格を明確にするため、あえて議会の基本事項を示してございます。

続きまして、第11条、議員の責務でございます。幅広く町民の意思を代表す

る議会議員の果たす役割は、ますます重要になっています。前条に定めた責務を議会が果たすために、議員は第4条に規定されております自治の基本理念にのっとり職務を遂行することが求められることとなります。

第12条、町長等の責務でございます。町を代表して、町執行を行い、町民及び議会に対して直接責任を負う立場であることから、町政執行に際しまして、この条例を尊重し、誠実で公正に職務を遂行することを定めております。2項におきましては、町長は情報共有の原則にのっとり、まちづくりの方向性や重要施策など町民に説明することを定めております。対話の機会を設け、事前説明や途中経過での説明も必要に応じてする必要があることを定めております。

第15条、総合計画でございます。地方自治法の一部を改正する法律が平成23年に公布されたことにより、議決を経て策定すること…すいません、23年5月に公布されたことによりまして、旧第2条第4項で規定されていた市町村の基本構想に関する規定が削除されました。町としては、中長期かつ計画的なまちづくりを進めていくために、総合計画は今後必要と考えていることから、町として重要な案件であることから、議会の議決を経まして策定するというように規定してございます。なお、地方自治法改正前につきましては、基本構想部分について議会の議決を必要としましたが、改正に伴って議決要件は撤廃されていますが、議決を経て設定するということになってございます。また、その策定に当たっては、町民の意思を十分に聞き、反映させることを定めております。

続きまして、第17条の行政評価でございます。17条では、行政評価を行うことにより、計画・実施・評価・見直しといったサイクルを定着させることで、効率的な行政運営を行うことを狙いとしてございます。2項におきましては、情報共有の原則の観点から、評価の結果をわかりやすく町民に伝える必要があります。伝える方法としましては、評価結果の広報及び町のホームページに掲載等を考えてございます。

続きまして、第19条、パブリックコメントでございます。町が重要な計画策定や、条例制定等を実施する場合には、町が一方的に定めるものではなく、まちづくりの観点から町民の意見を聞く機会を設けるものとなります。また、2項につきましては、提出された町民の意見に対して町長等の考え方を公表する

よう定めております。

続きまして、住民投票、第22条でございます。住民投票制度における個別型と常設型の2つがございます。個別型とは、住民の意思を確認する必要がある場合、長や議員の提案、または住民の直接請求により、その都度議会の議決を経て住民投票条例を制定する制度でございます。常設型とは、投票資格、投票方法、成立要件など住民投票を実施するため必要な事項について、あらかじめ住民投票条例に定めておき、実施の要件を満たしていれば速やかに住民投票を実施することができるという制度でございます。この自治基本条例におきましては、住民投票の詳細については定めておりません。これは、町の住民投票のあり方を十分に議論していない段階で規定を求めることは、この条例の趣旨に反することから、今後、検討の機会を別に設けまして、町民参加のもと別に規定を定めることとしてございます。他自治体で住民投票が行われた例としましては、主なものとしては市町村合併が主なものでございまして、そのほかに原発の建設、産業廃棄物の施設設立などがございます。

続きまして、第23条の地域活動でございます。町民の参加は、自治を実現する上で必要不可欠と言えます。その中心的な担い手として自治会と明示しております。自治会は、地域に住む住民を中心に構成される団体でございまして、防災や防犯など、地域安全を守るための活動を初め、地域住民の生活環境の向上を図るため、さまざまなまちづくり行動を行っており、地域の自治の中心的な役割を果たすというふうに規定してございます。第2項におきまして、町民はまちづくりの中心的な担い手である自治会活動の重要性を認識して、積極的にまちづくり活動に参加することを努力義務として定めております。

続きまして27条、条例の見直しでございます。この条例につきましては、町における最高規範として制定しているものでございますが、その内容はある程度恒久的な意味合いを持ちます。したがって、その内容は軽々しく変更されるべきではないと考えております。しかし、社会情勢が大きく変化するなど、各条文が時代にそぐわない内容になった場合には、条例の見直しを妨げないということを定めております。

最後に附則としまして、施行日について定めております。周知期間を設ける

ことから、平成30年10月1日としております。なお、この条例のわかりやすい逐条解説書やパンフレットの作成、講演会等を開催し、町民に周知に努めてまいり所存でございます。説明については以上でございます。

議長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号松田町自治基本条例につきましても、議員6名で構成する自治基本条例審査特別委員会を設置し、そこに付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は議員6名で構成する自治基本条例審査特別委員会を設置し、そこに付託の上、審査することに決定しました。

ここで、暫時休憩しますので、休憩中に委員及び正・副委員長の選任をお願いいたします。決定しましたら議長まで報告願います。2時40分まで暫時休憩とします。

(14時20分)

議長 休憩を解いて再開をいたします。(14時40分)

自治基本条例審査特別委員会の委員及び正・副委員長が選任されましたので、事務局長より報告させます。

議会事務局長 それでは、自治基本条例審査特別委員会の委員を、議席番号順に報告させていただきます。自治基本条例審査特別委員会委員には、1番 平野由里子君、2番 田代実君、3番 井上栄一君、4番 南雲まさ子君、6番 飯田一君、8番 小澤啓司君。委員長には小澤啓司君、副委員長には飯田一君。以上のとおりです。

議長 ただいま事務局長より報告がありましたように、自治基本条例審査特別委員会の委員及び委員長・副委員長を選任することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。特別委員会委員の方は、議案第43号松田町自治基本条例の審査をよろしくお願いを申し上げます。なお、私、議長もオブザーバーと

して参加させていただきますので、よろしく申し上げます。